

## やさしい国民年金相談室

シリーズ②

保険料を納めないとうなるか？

国民年金の保険料を、この一年半ほど納めずしてしまいました。保険料を納めないでいるとどんな不利なことが起りますか。

答 保険料の納付義務は毎月発生しますが、原則として保険料は三か月ごとに三か月分を納めることになっています。この保険料を納めていませんと、もし交通事故などにあい、障害者となったり、万一、不幸にして死亡した場合などに、障害年金や母子年金などが受けられないことがあります。また、保険料は納期限から二年すぎますと時効となり、納めたくとも納められなくなり、将来、老齢年金が受けられないことがありますので、必ず納期限内に納めてください。

所得から控除される国民年金の保険料

国民年金の保険料は、家族のために納めた分も含めて、「社会保険料控除」の扱いをうけ、前年の所得から金額差し引かれます。このため、皆さんは、二月十六日から三月二十五日までに行なう所得税の確定申告のときに、昭和五十五年中に納めた国民年金の保険料控除を受ける手続きをしてください。これは、特例納付の保険料についても同じです。



なお普通の人

年額 四三、八三〇円

付加年金は

年額 四八、六三〇円

## 農地取得後の転用

最近農地法第三条の許可（農家が農地を取得）を受けた後、直ちに農地法第四条及び第五条の転用申請（宅地等に転用）がなされるケースが見られますが、農地法第三条の趣旨からすると好ましくない事例であります。

農地法第三条による農地の所有権の取得し得る者は原則としてその農地を自作しようとするものに限定し、更に取得後、自作地すべてを効率的に利用する者に限って許可する趣旨から、許可後の農地法第四条及び第五条の転用は原則的に認めないものとされました。たゞ許可後三年間耕作されていた農地については、この限りではありません。

都留市農業委員会

## 社会福祉に寄付

去る一月十二日、古川渡五三六朝田源三氏より社会福祉に役立ててほしいと金三万円也の寄付がありました。

これはさっそく都留市社会福祉協議会の善意銀行に繰り入れ社会福祉関係事業に役立たせていただきます。

善意に対し感謝申し上げます。

## 社会福祉事業に寄付

都留カントリー倶楽部の大槻社長、篠原常務、三瓶総支配人の三人が去る十二月二十六日市役所に高部市長をたづね、社会福祉事業費にと金二七五万円也を寄付されました。

## 交通遺児に寄付

つぎの団体と個人より交通遺児に対して寄付がありました。  
教育委員会では早速、就学援助会の基金として利用させていただきます。

この寄付は、昭和五十一年度より毎年引続いて行なわれているもので、本年も一月から十二月までの間都留カントリー倶楽部を利用された方々の善意によって利用料金中の一部を倶楽部において今回社会福祉事業費にと寄付されたものです。

また、同日都留市身体障害者福祉会（会長天野英太）に対しても同福祉会運用費として金十五万円也の寄付がありました。

善意に感謝いたします。



## 不用犬・猫巡回 収集日程表（2月23日）

●猫は麻袋等へ入れて出してください。

| 地区 | 収集場所     | 時間       |
|----|----------|----------|
| 禾生 | 田野倉駅入口   | 9:30～40  |
|    | 禾生第二小前   | 9:45～55  |
|    | 禾生出張所前   | 10:00～10 |
| 盛里 | 旧与繩小入口   | 10:15～20 |
|    | 盛里出張所前   | 10:25～35 |
|    | 曾雄公民館前   | 10:40～50 |
| 三吉 | 下戸沢正蓮寺前  | 11:05～10 |
|    | 谷村第二小前   | 11:15～20 |
| 開地 | 緑町公民館前   | 11:25～30 |
|    | 中小野公民館前  | 11:35～40 |
|    | 細野～杉本商店前 | 11:45～50 |
| 東桂 | 十日市場公民館前 | 1:00～05  |
|    | 東桂出張所前   | 1:10～15  |
|    | 境公民館前    | 1:20～25  |
| 谷村 | 上町公民館前   | 1:30～35  |
|    | 市役所入口    | 1:40～45  |
|    | 深田発電所入口  | 1:50～55  |
|    | 道生掘バス停前  | 2:00～05  |
| 宝  | 用津院入口    | 2:10～15  |
|    | 宝出張所前    | 2:20～25  |
|    | 上大幡公民館前  | 2:30～35  |